

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
※
平成 27 年第 4 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 96 号議案 箕面市税条例改正の件	1
第 97 号議案 平成 27 年度箕面市一般会計補正予算（第 4 号）	13

第九十六号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の五条を加える。

（徵収猶予に係る徵収金の分割納付又は分割納入の方法）

第五条の二 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号。以下「法」という。）第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、同条第一項若しくは第二項の規定による徵収の猶予（以下この条及び次条において「徵収の猶予」という。）をする期間内又は同条第四項の規定による徵収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条において「徵収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、徵収の猶予又は徵収の猶予期間の延長に係る徵収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徵収の猶予又は徵収の猶予期間の延長を受けた者がその納付

期限までに納付し、又は納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限若しくは分割納入の各納入期限又は各納付期限ごとの納付金額若しくは各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

4 市長は、第二項の規定により分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第三項の規定により分割納付の各納付期限若しくは分割納入の各納入期限又は各納付期限ごとの納付金額若しくは各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第五条の三 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- 三 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- 四 徴収の猶予を受けようとする期間

五 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか（分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行なう場合には、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）

六 徴収の猶予を受けようと/orする金額が百万円を超えるか、その期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価格及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別な事情があるときは、その事情）

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 徴収の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 徴収の猶予を受けようと/orする金額が百万円を超えるかつて、その期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項

4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第

二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

二 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

三 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額

四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
(職権による換価の猶予の手続等)

第五条の四 法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるとときは、当該期間内の市長が指定する月)ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第五条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 前条第二項第二号に掲げる書類

二 換価の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 換価の猶予を受けようと/orする金額が百万円を超える場合に、その期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第五条の五 法第十五条の六第一項に規定する期間は、六月とする。

2 法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第三項において準用する法第十五条第四項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるとときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第五条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第五条の三第一項第二号に掲げる事項

三 換価の猶予を受けようとする金額

四 換価の猶予を受けようとする期間

五 分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納入金額

六 換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超えるか、その期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価格及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別な事情があるときは、その事情）

5 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、前条第三項第一号から第三号までに掲げる書類とする。

6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 換価の猶予を受けた期間内に当該換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

二 換価の猶予期間の延長を受けようとする期間

三 第四項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項

7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する期間は、二十日とする。
(担保を徴する必要がない場合)

第五条の六 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 猶予に係る金額が百万円以下である場合

二 猶予期間が三月以内である場合

三 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第六条中「地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第十五条の二の三第一項第一号中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第十九条第二項及び第二十五条第二項中「納期限前七日まで」を「納期限まで」に改める。

第三十七条第一項第三号中「公益社団法人及び公益財団法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人又は社会福祉法人」に改め、同条第二項中「納期限前七日まで」を「納期限まで」に改める。

第三十七条の二第二項及び第三項並びに第六十三条の七第二項中「納期限前七日まで」を「納期限まで」に改める。

第六十四条の三第一号中「百五十円」を「二百円」に改める。

附則第四条の四を次のように改める。

（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）

第四条の四 法附則第十五条第二項第一号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。
2 法附則第十五条第二項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

3 法附則第十五条第二項第六号に規定する条例で定める割合は、六分の五とする。

4 法附則第十五条第二項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

5 法附則第十五条第四十項に規定する条例で定める割合は、三分の二と

する。

6 法附則第十五条の八第四項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附則第五条の三の二の次に次の一条を加える。

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第五条の三 法附則第十五条の八第四項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅について、同項において準用する法附則第六条第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第十二条第二十一項第二号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 家屋の建築年月日及び登記年月日

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条の次に五条を加える改正規定並びに第六条、第十五条の二の三第一項、第十九条第二項、第二十五条第二項、第三十七条第二項、第三十七条の二第二項及び第三項並びに第六十三条の七第一項の改正

規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成二十八年四月一日

二 第六十四条の三第一号の改正規定及び附則第四条の規定 平成二十

八年六月一日

(徵収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する
経過措置)

第二条 改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）第五条の二、第五条の三及び第五条の六（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この項及び附則第五条第五項において「平成二十七年改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号。以下この条において「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徵収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徵収の猶予について適用し、同日前に申請された平成二十七年改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徵収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第五条の四及び第五条の六（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第五条の五及び第五条の六（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に納期限が到来する徵収金について適用する。

(減免の申請に関する経過措置)

第三条 新条例第十九条第二項、第二十五条第二項、第三十七条第二項、第三十七条の二第二項及び第三項並びに第六十三条の七第二項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に納期限が到来する市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税について適用し、同日前に納期限が到来する市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第四条 新条例第六十四条の三第一号の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から翌日にかけての宿泊以後に係る入湯に対して課すべき入湯税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第四条の四第一項の規定は、平成二十六年四月一日以後に取得された法附則第十五条第二項第一号に規定する施設又は設備に対する課すべき平成二十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第四条の四第二項の規定は、平成二十六年四月一日以後に取得された法附則第十五条第二項第二号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成二十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第四条の四第三項の規定は、平成二十六年四月一日以後に取得された法附則第十五条第二項第三号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成二十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第四条の四第四項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に取得された法附則第十五条第二項第六号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成二十八年度以後の年

度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された同号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第四条の四第五項の改正規定は、施行日以後に取得された法附則第十五条第四十項に規定する機器に対して課すべき平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八条に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第四条の四第六項の規定は、平成二十七年四月一日以後に新築された法附則第十五条の八第四項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

地方税法の改正並びに市税の減免に関する申請期限及び入湯税の税率の見直しに伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第97号議案

平成27年度箕面市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度箕面市一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269,976千円を追加し、歳入歳出それぞれ43,909,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 賛入歳出予算補正

歳 入 款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
12 分担金及び負担金		721,491	2,201	723,692
14 国 庫 支 出 金	1 負 担 金	721,491	2,201	723,692
	1 国 庫 負 担 金	7,695,313	158,538	7,853,851
	2 国 庫 换 助 金	5,302,181	130,110	5,432,291
	4 国 庫 交 付 金	1,805,844	19,175	1,825,019
15 府 支 出 金		2,785,308	45,463	2,830,771
	1 府 負 担 金	1,847,748	27,233	1,874,981
	2 府 换 助 金	383,706	15,274	398,980
	3 府 委 託 金	153,617	2,150	155,767
	4 府 交 付 金	400,237	806	401,043
17 寄 附 金		6,302	5,500	11,802
	1 寄 附 金	6,302	5,500	11,802
19 繼 越 金		307,973	49,254	357,227
	1 繼 越 金	307,973	49,254	357,227
-14-	20 諸 収 入	1,146,695	1,820	1,148,515
	5 雜 入	486,333	1,820	488,153
21 市 債		3,290,800	7,200	3,298,000
	1 市 債	3,290,800	7,200	3,298,000
歳 入 合 計		43,639,980	269,976	43,909,956

歳 出		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	項			
1 議 会 費	1 議 会 費	460,633	△2,191	458,442
2 総 務 費	1 総 務 管理費	460,633	△2,191	458,442
	2 徴 税 費	5,178,972	32,656	5,211,628
	3 戸籍住民基本台帳費	4,203,314	33,993	4,237,307
	4 選 举 費	365,755	△624	365,131
3 民 生 費	350,364	5,324	355,688	
	1 社 会 福祉費	131,422	△6,037	125,385
	2 児 童 福祉費	17,557,804	235,984	17,793,788
	3 生 活 保 譲 費	4,358,321	78,968	4,437,289
	4 国 民 健 康 保 険 費	6,932,766	59,339	6,992,105
4 衛 生 費	2,284,297	99,999	2,384,296	
	2 清 掃 費	3,528,739	2,368	3,531,107
	3 市 民 医 療 総 合 施 設 費	2,032,074	△3,132	2,028,942
6 農 林 水 産 業 費	385,488	5,500	390,988	
	1 農 業 費	128,463	267	128,730
7 商 工 費	110,404	267	110,671	
		175,409	△1,786	173,623
8 土 木 費	1 商 工 費	150,317	△1,786	148,531
	1 土 木 管理費	361,102	4,101	365,203
9 消 防 費	1,215,325	5,933	1,221,258	
	1 消 防 費	1,215,325	5,933	1,221,258
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	6,348,944	△6,443	6,341,067
	2 小 学 校 費	3,278,663	△1,244	3,272,220
	3 中 学 校 費	817,734	816,490	
	4 幼 稚 園 費	442,242	△3,495	438,747
	5 社 会 教 育 費	262,963	△67	262,896
13 諸 支 出 金	918,057	3,372	921,429	
	1 諸 費	1,060,081	521	1,060,602
歳 出 合 計		85,854	521	86,375
		43,639,980	269,976	43,909,956

第2表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
コミニティセンター管理運営事業(臨時)			平成27年度から平成28年度	31,545千円
平成27年度(2015年度)学校給食調理業務委託事業			平成27年度から平成30年度	85,873千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
水防整備事業	補正前	千円 25,200	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 その 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することができる。
	補正後	32,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

注) ただし、利率見直し方式による借り入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、

当該見直し後の利率

平成 27 年度
(2015年度)

箕面市一般会計補正予算（第4号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市 税	22,605,000	0	22,605,000
2 地 方 譲 与 税	212,000	0	212,000
3 利 子 割 交 付 金	91,000	0	91,000
4 配 当 割 交 付 金	119,000	0	119,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,500,000	0	1,500,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	53,000	0	53,000
9 地 方 特 例 交 付 金	109,262	0	109,262
10 地 方 交 付 税	897,688	0	897,688
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	721,491	2,201	723,692
13 使 用 料 及 び 手 数 料	695,070	0	695,070
14 国 庫 支 出 金	7,695,313	158,538	7,853,851
15 府 支 出 金	2,785,308	45,463	2,830,771
16 財 産 収 入	311,039	0	311,039
17 寄 附 金	6,302	5,500	11,802
18 繼 入 金	966,039	0	966,039
19 繰 越 金	307,973	49,254	357,227
20 諸 収 入	1,146,695	1,820	1,148,515
21 市 債 債	3,290,800	7,200	3,298,000
歳 入 合 計	43,639,980	269,976	43,909,956

歳出

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 祭会費	460,633	△2,191	458,442
2 総務費	5,178,972	32,656	5,211,628
3 民生費	17,557,804	235,984	17,793,788
4 衛生費	3,528,739	2,368	3,531,107
5 労働費	64,094	0	64,094
6 農林水産業費	128,463	267	128,730
7 商工費	175,409	△1,786	173,623
8 土木費	5,447,901	4,101	5,452,002
9 消防費	1,215,325	5,933	1,221,258
10 教育費	6,348,944	△7,877	6,341,067
11 災害復旧費	41,000	0	41,000
12 公債費	2,382,615	0	2,382,615
13 諸支出金	1,060,081	521	1,060,602
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	43,639,980	269,976	43,909,956

-22-

補 正 領 の 財 源 内 訳			
特 定	財	源	一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 △2,191
27,210	7,200	0	△1,754
171,189	0	338	64,457
0	0	5,500	△3,132
0	0	0	0
0	0	0	267
4,603	0	0	△1,786
0	0	1,863	△502
193	0	0	△8,070
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	521
0	0	0	0
203,195	7,200	7,701	51,880

2 歳 入
(款) 12 分担金及び負担金
(項) 1 負担金

-24-

科 款 項	目 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
12 分 担 金 及 び 負 担 金		721,491	2,201	723,692
1 負 担	金	721,491	2,201	723,692
2 民 生 費 負 担 金		578,836	338	579,174
4 消 防 費 負 担 金		3,990	1,863	5,853
14 国 庫 支 出 金		7,695,313	153,538	7,853,851
1 国 庫 負 担 金		5,302,181	130,110	5,432,291
1 民 生 費 国 庫 負 担 金		5,257,941	130,110	5,388,051
2 国 庫 補 助 金		556,893	9,253	566,146
1 総 務 費 国 庫 補 助 金		107,961	9,060	117,021
4 教 育 費 国 庫 補 助 金		84,834	193	85,027
4 国 庫 交 付 金		1,805,844	19,175	1,825,019
1 総 務 費 国 庫 交 付 金		32,818	16,000	48,818
3 土 木 費 国 庫 交 付 金		1,693,617	3,175	1,696,792
15 府 支 出 金		2,785,308	45,463	2,830,771
1 府 負 担 金		1,847,748	27,233	1,874,981
1 民 生 費 府 負 担 金		1,847,748	27,233	1,874,981
2 府 補 助 金		383,706	15,274	398,980

区分	金額 千円	説明	明 千円
1 社会福祉費 負担金	338	1 老人木一ム措置費負担金 補正後 15,063,000円－補正前 14,725,000円	338
1 消防費負担金	1,863	2 消防通信施設改修費負担金	1,863
1 社会福祉費 負担金	26,570	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 938,826,000円－補正前 912,256,000円	26,570
2 児童福祉費 負担金	27,897	5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 1,963,000円－補正前 816,000円	1,147
		10 障害児通所給付費負担金 補正後 133,048,000円－補正前 106,298,000円	26,750
3 生活保護費 負担金	75,643	1 生活保護費負担金 補正後 1,681,490,000円－補正前 1,605,847,000円	75,643
1 総務管理費 補助金	8,256	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 補正後 65,686,000円－補正前 57,430,000円	8,256
2 選挙費補助金	804	1 選挙人名簿システム改修費補助金 $1,610 \times 1 / 2 = 804$	804
1 教育総務費 補助金	193	1 要保護児童生徒等援助費補助金 補正後 3,655,000円－補正前 3,462,000円	193
1 総務管理費 交付金	16,000	6 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型) 16,000	16,000
1 土木管理費 交付金	3,175	3 社会資本整備総合交付金 補正後 43,175,000円－補正前 40,000,000円	3,175
1 社会福祉費 負担金	13,285	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 469,413,000円－補正前 456,128,000円	13,285
2 児童福祉費 負担金	13,948	4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 981,000円－補正前 408,000円	573
		7 障害児通所給付費負担金 補正後 66,524,000円－補正前 53,149,000円	13,375

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
款 項			
15 2 民生費府補助金	322,604	13,846	336,450
6 土木費府補助金	15,625	1,428	17,053
3 府委託金	153,617	2,150	155,767
1 総務費府委託金	145,992	2,150	148,142
4 府交付金	400,237	806	401,043
1 総務費府交付金	203,985	806	204,791
17 寄附金	6,302	5,500	11,802
1 寄附金	6,302	5,500	11,802
1 ふるさと寄附金	6,302	5,500	11,802
19 繰越金	307,973	49,254	357,227
1 繰越金	307,973	49,254	357,227
1 前年度繰越金	307,973	49,254	357,227
20 諸収入	1,146,695	1,820	1,148,515
5 雑入	486,333	1,820	488,153
3 雑入	258,705	1,820	260,525
21 市債	3,290,800	7,200	3,298,000
1 市債	3,290,800	7,200	3,298,000
5 総務債	25,200	7,200	32,400

節	区分	金額	説明	明
1 社会福祉費 補助金		11,226 千円	38 老人医療費補助金 補正後 96,728,000円－補正前 88,588,000円 63 身体障害者知的障害者医療費補助金 補正後 69,443,000円－補正前 66,357,000円	8,140 千円 3,086
2 児童福祉費 補助金		2,620	7 ひとり親家庭医療費補助金 補正後 33,982,000円－補正前 32,673,000円 25 保育環境改善等事業費補助金 補正後 1,997,000円－補正前 686,000円	1,309 1,311
1 土木管理費 補助金		1,428	1 震災対策推進事業費補助金 補正後 17,053,000円－補正前 15,625,000円	1,428
3 選舉費委託金		2,150	2 大阪府議会議員選舉委託金 補正後 25,535,000円－補正前 23,385,000円	2,150
2 徴稅費交付金		806	2 森林環境税市町村支援事業交付金	806
1 ふるさと 寄附金		5,500	1 ふるさと寄附金 補正後 11,802,000円－補正前 6,302,000円	5,500
1 前年度繰越金		49,254	1 前年度繰越金 補正後 357,227,000円－補正前 307,973,000円	49,254
2 雑入		1,820	49 大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金 1,820	
1 総務管理 事業債		7,200	1 水防整備事業債 補正後 32,400,000円－補正前 25,200,000円	7,200

3 歳 出			
(款)	1 議会費		
(項)	1 議会費		
科	目	補正前の額	補 正 額
款	項	目	
1 議	会	費	460,633 千円
1 議	会	費	460,633 △2,191 千円
1 議	会	費	460,633 △2,191 458,442 一般財源 △2,191
2 総務	費	5,178,972 32,656	5,211,628 国庫支出金 府支出金 市債 一般財源 △1,754
1 総務管理費		4,203,314 33,993	4,237,307 国庫支出金 市債 一般財源 24,256 7,200 2,537
1 一般管理費		1,548,501 21,247	1,569,748 国庫支出金 一般財源 16,000 5,247
16 防災対策費		107,276 4,490	111,766 市債 一般財源 7,200 △2,710
23 業務システム管理運営費		342,874 8,256	351,130 国庫支出金 8,256

区分	金額 千円	説明	明 千円
9 旅費	△2,191	5 行政視察事業【議会事務局総務室】 9 旅費 1 費用弁償	△2,191 △2,191 △2,191
2 給料	△8,383	2 人件費(一般管理費)【人事室】 2 給料	△9,853 △8,383
3 職員手当等	△1,229	2 一般職給 一般職給	△8,383
4 共済費	△241	3 職員手当等 2 扶養手当	△1,229 △149
13 委託料	17,600	3 管理職手当 4 地域手当	△476 △876
23 債還金利子 及び割引料	13,500	4 地域手当 11 期末勘定手当 14 児童手当	△53 325 △241
		4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	△305 42 22
59 市税過年度還付事業【税務課】	13,500		
23 債還金利子及U割引料	13,500		
1 債還金	13,500		
		市税過年度還付金	13,500
63 地方創生先行型交付金活用事業【箕面営業室】	17,600		
13 委託料	17,600		
1 地域魅力創造検討業務等委託	17,600		
15 工事請負費	4,490	60 水防整備事業【水防・土砂災害対策推進室】 15 工事請負費 1 工事請負費 水防施設改修工事	4,490 4,490 4,490
19 負担金補助 及び交付金	8,256	55 社会保障・税番号制度システム整備事業【総務室】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 中間サーバプラットフォーム管理運営費	8,256 8,256 8,256

(款) 2 総務費				
(項) 2 徴税費				
科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
2 徴 稅 費	365,755 千円	△624 千円	365,131 千円	一般財源 △624 千円
1 徴 税 総 務 費	293,232	△1,812	291,420	一般財源 △1,812
2 税 課 徴 収 費	72,523	1,188	73,711	一般財源 1,188
3 戸籍住民基本台帳費	350,364	5,324	355,688	一般財源 5,324
1 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	350,364	5,324	355,688	一般財源 5,324
4 選 举 費	131,422	△6,037	125,385	国庫支出金 府支出金 一般財源 804 2,150 △8,991
1 選 举 管 理 費	58,055	1,610	59,665	国庫支出金 一般財源 804 806
3 大阪府議会議員選舉費	23,385	△7,647	15,738	府支出金 一般財源 2,150 △9,797

区 分	金 額	節	説 明
	千円		千円
2 給 料	△976	1 人件費(徴税総務費)【人事室】	△1,812
3 職員手当等	△763	2 給料 2 一般職給 一般職給	△976
4 共済費	△73	3 職員手当等 2 扶養手当 4 地域手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金	△763 △100 △113 △550 △73
13 委託料	1,188	55 軽自動車税賦課システム改修事業【税務課】	1,188
		13 委託料 1 委託料 システム改修委託	1,188 1,188
2 給料	3,098	1 人件費(戸籍住民基本台帳費)【人事室】	4,385
3 職員手当等	635	2 給料 2 一般職給 一般職給	3,098 3,098
4 共済費	652	3 職員手当等 2 扶養手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金	635 176 317 269 △207 80 652 652
18 備品購入費	939	60 個人番号カード交付等事業(臨時)【戸籍住民票勧奨室】	939
		18 備品購入費 1 厅用器具費 窓口業務用	939 939 939
13 委託料	1,610	50 選舉システム改修事業【選舉管理委員会事務局】	1,610
		13 委託料 1 委託料 システム改修委託	1,610 1,610 1,610
1 報酬	△200	50 臨時職員雇用事業(大阪府議会議員選舉事業)【人事室】	△256
3 職員手当等	△2,693	7 貨金 1 臨時雇賃金	△256 △256

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	(款) 2 総務費
					(項) 4 選舉費
2 4	3 大阪府議会議員選舉費				
3 民生費	17,557,804	235,984	17,793,788	分担金及び負担金 国庫支出金 府支出金 一般財源	338 130,110 41,079 64,457
1 社会福祉費	4,358,321	78,968	4,437,289	分担金及び負担金 国庫支出金 府支出金 一般財源	338 26,570 24,511 27,549
1 社会福祉総務費	887,240	462	887,702	一般財源	462
3 老人医療助成費	176,944	16,281	193,225	府支出金 一般財源	8,140 8,141

節	区分	金額 千円	説	明
7 賃 金		△256	51 大阪府議会議員選舉事業【選舉管理委員会事務局】 1 報酬 3 非常勤職員報酬 期日前投票管理者・立会人他	△7,391 △200 △200
9 旅 費		△56	3 職員手当等 9 時間外及び休日勤務手当	△200 △2,693
11 需用費		△1,257	9 旅費 1 費用弁償 2 普通旅費	△2,693 △53 △3
12 役務費		△9	11 需用費 1 消耗品費 2 燃料費 3 食糧費 4 印刷製本費 啓発チラシ他 6 修繕料 投開票所器材修理他	△1,257 △102 △62 △84 △678 △331
13 委託料		△406	12 役務費 1 通信運搬費	△9 △9
14 使用料及 び 賃借料		△319	13 委託料 1 委託料 選舉公報配布業務等委託 14 使用料及び賃借料 1 使用料 2 賃借料 事務機器借上料	△406 △319 △258 △61 △406
18 備品購入費		△2,451	18 備品購入費 1 施用器具費 投票用紙詰取分類機	△2,451 △2,451
3 職員手当等		462	1 人件費(社会福祉総務費)【人事室】 3 職員手当等 2 扶養手当 14 児童手当	462 462 7 455
20 扶助費		16,281	5 老人医療費助成事業(扶助費)【介護・医療・年金室】 20 扶助費 1 扶助費 老人医療扶助費	16,281 16,281 16,281

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科	目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	千円	千円	千円	千円
3	1	4 身体障害者者費 知的障害者費 医療助成費	135,612	6,170	141,782 府支出金 一般財源 3,084
7	老人福祉費	175,326	1,436	176,762 分担金及び負担金 一般財源 1,098	
9	障害福祉費	2,332,705	54,619	2,387,324 国庫支出金 府支出金 一般財源 13,285 14,764	
2	児童福祉費	6,932,766	59,339	6,992,105 国庫支出金 府支出金 一般財源 16,568 14,874	
1	児童福祉総務費	3,110,950	53,498	3,164,448 国庫支出金 府支出金 一般財源 13,375 13,373	
2	児童福祉施設費	2,245,275	4,932	2,250,207 国庫支出金 府支出金 一般財源 1,147 1,884 1,901	
3	保育所費	969,920	△1,709	968,211 一般財源 △1,709	

区分	金額	説明
20 扶助費	6,170	5 身体障害者・知的障害者医療費助成事業（扶助費） 【介護・医療・年金室】 20 扶助費 1 扶助費 身体障害者知的障害者医療扶助費 6,170
20 扶助費	1,436	21 老人保護事業（扶助費）【高齢福祉室】 20 扶助費 1 扶助費 老人扶助費 1,436
20 扶助費	54,619	17 日常生活用具給付事業（扶助費）【障害者支援室】 20 扶助費 1 扶助費 日常生活用具給付費 1,480
		22 障害者（児）ホームヘルプ事業（扶助費）【障害者支援室】 20 扶助費 1 扶助費 障害者（児）ホームヘルプ費 46,565
		23 障害者（児）ショートステイ事業（扶助費）【障害者支援室】 20 扶助費 1 扶助費 障害者（児）ショートステイ費 6,574
20 扶助費	53,498	32 障害児通所給付事業（扶助費）【総合保健福祉センター分室】 20 扶助費 1 扶助費 障害児通所給付費 53,498
19 負担金補助 及び交付金	2,639	21 母子生活支援施設入所事業（扶助費）【子育て支援課】 20 扶助費 1 扶助費 母子生活支援施設入所費 2,639
20 扶助費	2,293	50 保育所施設整備事業【幼児教育保育室】 19 負担金補助及び交付金 2 極端費補助金 2,639
2 給料	△1,076	1 人件費（保育所費）【人事室】 2 給料 2 ---般職給 一般職給 △1,076
3 職員手当等	18	△1,076
4 共済費	△651	3 職員手当等 2 扶養手当 4 地域手当 18 59 △121

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源 内訳 千円
款	項				
3	2	3〔保育所費〕			
		4ひとり親家庭 医療助成費	64,653	2,618	67,271 府支出金 一般財源 1,309
3		生活保護費	2,284,297	99,999	2,384,296 国庫支出金 一般財源 75,643
1		生活保護総務費	136,082	△858	135,224 一般財源 △858
2		扶助費	2,148,215	100,857	2,249,072 国庫支出金 一般財源 25,214
4		国民健康保険費	1,265,976	△2,322	1,263,654 一般財源 △2,322
1		国民健康保険費	1,265,976	△2,322	1,263,654 一般財源 △2,322
4		衛生費	3,528,739	2,368	3,531,107 寄附金 一般財源 △3,132
2		清掃費	2,032,074	△3,132	2,028,942 一般財源 △3,132
2		塵芥処理費	309,339	△3,132	306,207 一般財源 △3,132
3		市民医療総合施設対 策	385,488	5,500	390,988 寄附金 5,500
2		病院事業費	265,488	5,500	270,988 寄附金 5,500
6		農林水産業費	128,463	267	128,730 一般財源 267

区 分	金額	節 説	明
	千円		千円
		14 児童手当	80
		4 共済費	△651
		3 職員共済組合負担金	△651
20 扶助費	2,618	5 ひとり親家庭医療費助成事業(扶助費)【介護・医療・年金室】	2,618
		20 扶助費	2,618
		1 扶助費	2,618
		ひとり親家庭医療扶助費	
2 納料	△436	1 人件費(生活保護専務費)【人事室】	△858
		2 納料	△436
3 職員手当等	△225	2 一般職給 一般職給	△436
		3 職員手当等	△225
		2 扶養手当	△50
		4 地域手当	△50
		10 住居手当	135
		11 期末勤勉手当	△260
		4 共済費	△197
		3 職員共済組合負担金	△197
4 共済費	△197		
20 扶助費	100,857	1 生活保護事業(扶助費)【生活保護室】	100,857
		20 扶助費	100,857
		1 扶助費 医療扶助費	100,857
28 繰出金	△2,322	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国民健康保険室】	△2,322
		28 繰出金	△2,322
		3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	△2,322
18 備品購入費	△3,132	51 ごみ収集事業(臨時)【環境整備室】	△3,132
		18 備品購入費	△3,132
		2 機械器具費 収集車両3台	△3,132
19 負担金補助 及び交付金	5,500	50 病院事業会計繰出事業(臨時)【市立病院】	5,500
		19 負担金補助及び交付金	5,500
		2 補助金 医療機器等購入補助金	5,500

(蒙) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
6 1 農業費		110,404	267	110,671	一般財源 267
	1 農業委員会費	39,850	267	40,117	一般財源 267
	7 商工費	175,409	△1,786	173,623	一般財源 △1,786
	1 商工費	150,317	△1,786	148,531	一般財源 △1,786
	1 商工総務費	97,503	△1,786	95,717	一般財源 △1,786
8 土木費		5,447,901	4,101	5,452,002	国庫支出金 3,175 府支出金 1,428 一般財源 △502
	1 土木管理費	861,102	4,101	865,203	国庫支出金 3,175 府支出金 1,428 一般財源 △502
	1 土木総務費	858,301	4,101	862,402	国庫支出金 3,175 府支出金 1,428 一般財源 △502

分 節	金 額 千円	説 明	千円
3 職員手当等	216	1 人件費(農業委員会費)【人事室】	267
4 共 濟 費	51	3 職員手当等	216
		4 共 濟 費	51
		3 職員共済組合負担金	51
2 紙 料	△1,253	1 人件費(商工総務費)【人事室】	△1,786
3 職員手当等	△394	2 紙 料	△1,253
4 共 濟 費	△139	2 一般職給 一般職給	△1,253
		3 職員手当等	△394
		4 地域手当	△170
		11 期末勤勉手当	△224
		4 共 濟 費	△139
		3 職員共済組合負担金	△139
2 紙 料	△3,183	1 人件費(土木総務費)【人事室】	△4,147
3 職員手当等	111	2 紙 料	△3,183
4 共 濟 費	△1,075	2 一般職給 一般職給	△3,183
13 委 託 料	1,898	3 職員手当等	111
19 負担金補助 及 び 交 付 金	6,350	2 扶養手当	210
		3 管理職手当	△242
		4 地域手当	△377
		11 期末勤勉手当	△330
		14 凝童手当	850
		4 共 濟 費	△1,075
		3 職員共済組合負担金	△1,075
57 道路等固定資産情報整理事業【道路管理室】			
13 委 託 料			
1 委 託 料			
公園等情報整備委託			
61 住宅・建築物耐震改修促進事業【建築指導室】			
19 負担金補助及び交付金	6,350		
		(款) 8 土木費	
		(項) 1 土木管理費	

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
8 1 1 [土木総務費]					
9 消 防 費		1,215,325	5,933	1,221,258	分担金及び負担金 1,863 一般財源 4,070
1 消 防 費		1,215,325	5,933	1,221,258	分担金及び負担金 1,863 一般財源 4,070
1 常備消防費		1,023,658	5,933	1,029,591	分担金及び負担金 1,863 一般財源 4,070
10 教育費		6,348,944	△7,877	6,341,067	国庫支出金 193 一般財源 △8,070
1 教育総務費		3,278,653	△6,443	3,272,220	一般財源 △6,443
2 事務局費		772,647	△6,443	766,204	一般財源 △6,443
2 小学校費		817,734	△1,244	816,490	国庫支出金 193 一般財源 △1,437

区分	金額	説明	明
	千円	2 極助金 民間建築物耐震診断補助金	千円 6,350
3 職員手当等	922	1 人件費(常備消防費)【人事室】 3 職員手当等	922
11 需用費	2	2 扶養手当 14 児童手当	267 655
13 委託料	5,893	13 委託料 1 委託料 通信指令車両動態表示板等改修委託 消防庁舎看板等改修委託	5,893
18 備品購入費	△884	18 備品購入費 1 手用器具費 常備消防活動用	5,400 493 749
		56 AED整備事業【消防企画室】 18 備品購入費 1 手用器具費 公共施設用AED	△1,633 △1,633 △1,633
		2 給料 △4,044	1 人件費(事務局費)【人事室】 2 給料 △4,044
3 職員手当等	△1,345	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等	△4,044 △1,345 △199
4 共済費	△1,054	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金	△615 △471 △155 589 △249 △245 △1,054

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

-42-

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源 内訳 千円
款 項				
10 2 1 学 校 管 理 費	642,701	△3,541	639,160	一般財源 △3,541
2 教 育 振 興 費	38,573	2,297	40,870	国庫支出金 193 一般財源 2,104
3 中 学 校 費	442,242	△3,495	438,747	一般財源 △3,495
1 学 校 管 理 費	345,634	△3,495	342,139	一般財源 △3,495
4 幼 稚 園 費	262,963	△67	262,896	一般財源 △67
1 幼 稚 園 費	262,963	△67	262,896	一般財源 △67
5 社 会 教 育 費	918,057	3,372	921,429	一般財源 3,372
1 社会教育総務費	460,410	27,675	488,085	一般財源 27,675

区分	金額	説明
2 納料	△2,043	1 人件費(小学校・学校管理費)【人事室】 △3,541 2 納料 △2,043
3 職員手当等	△1,295	2 一般職給 △2,043 一般職給 △2,043
4 共済費	△203	3 職員手当等 △1,295 扶養手当 △131 管理職手当 △169 地域手当 △245 通勤手当 8 期末勤勉手当 △658 児童手当 △100 共済費 △203 職員共済組合負担金 △526 社会保険料 214 協会けんぽ負担金 109
20 扶助費	2,297	27 児童就学援助事業(扶助費)【学校生活支援課】 2,297 20 扶助費 2,297 2 給付金 要保護及び特要保護児童就学援助費給付金 2,297
2 納料	△2,074	1 人件費(中学校・学校管理費)【人事室】 △3,495 2 納料 △2,074 2 一般職給 △2,074 一般職給 △2,074
3 職員手当等	△703	3 職員手当等 △2,074 管理職手当 △53 通勤手当 27 期末勤勉手当 △627 児童手当 △50 共済費 △718 職員共済組合負担金 △718
4 共済費	△718	1 人件費(幼稚園費)【人事室】 △67 職員手当等 △80 14 児童手当 △80 4 共済費 13 7 社会保険料 13
3 職員手当等	△80	1 人件費(社会教育経務費)【人事室】 27,675 2 納料 18,494 14 児童手当 △80 4 共済費 13 7 社会保険料 13
4 共済費	13	2 納料 18,494 2 一般職給 18,494 一般職給 18,494
3 職員手当等	5,382	

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
10 5 1 [社会教育総務費]					
3 図 書 館 費	204,888	△24,303	180,585	一般財源	△24,303
13 諸 支 出 金	1,060,081	521	1,060,602	一般財源	521
1 諸 費	85,854	521	86,375	一般財源	521
2 諸 費	85,104	521	85,625	一般財源	521

区分	金額 千円	説明	明 千円
4 共 濟 費	3,799	3 職員手当等	5,382
		2 扶養手当	749
		3 管理職手当	2,123
		4 地域手当	1,880
		5 通勤手当	180
		14 児童手当	450
		4 共 濟 費	3,799
		3 職員共済組合負担金	3,799
13 委 託 料	△24,303	52 中央図書館管理事業(臨時)【中央図書館】	△24,303
		13 委 託 料	△24,303
		1 委 託 料	△24,303
		システム更新委託他	△24,303
23 債還金利子 及 び 割引料	521	57 国庫負担金等返還事業【子育て支援課】	521
		23 債還金利子及び割引料	521
		1 債還金	521
		平成26年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金他	521

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

給与費

1 特別職

-46-

区分 区	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (月分)
長等	3		27,032	12,262 4.05
議員	22	153,188		62,039 4.05
その他の 特別職	1,870	281,481		
計	1,895	434,669	27,032	74,301
長等	3		27,032	12,262 4.05
議員	22	153,188		62,039 4.05
その他の 特別職	1,887	281,681		
計	1,912	434,869	27,032	74,301
長等				
議員				
その他 特別職	△ 17	△ 200		
計	△ 17	△ 200		

明細書

地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	費 計		共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		(千円)	(千円)			
3,244		42,538	7,608	50,146		
		215,227	96,155	311,382		
		281,481	13,622	295,103		
3,244		539,246	117,385	656,631		
3,244		42,538	7,608	50,146		
		215,227	96,155	311,382		
		281,681	13,622	295,303		
3,244		539,446	117,385	656,831		
		△ 200		△ 200		
		△ 200		△ 200		

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(140) 884		3,685,794	3,521,421
補正前	(139) 889		3,687,670	3,524,272
比較	(1) △ 5		△ 1,876	△ 2,851

職員手当
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	102,499	322,171
補正前	101,660	321,603
比較	839	568

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	時間外及び休日勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
補正後	261,749	56,191
補正前	264,442	55,458
比較	△ 2,693	733

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
7,207,215	1,292,275	8,499,490	
7,211,942	1,292,111	8,504,053	
△ 4,727	164	△ 4,563	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
493,240	76,099	8,395	7,483
493,466	75,770	8,395	7,483
△ 226	329		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 别 内 訳
給 料	△ 1,876	1 その他の減分 △ 1,876
職 員 手 当	△ 2,851	1 その他の増減分 △ 2,851

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説明	備考
新陳代謝に係る減分 △ 1,221 千円	職員数の異動状況 〔現在在職する〕 (その他) (計)
所属会計変更等に係る減分 △ 655 千円	補正後 884(140)人 ()人 884(140)人 補正前 889(139)人 ()人 889(139)人 比較 △5(1)人 ()人 △5(1)人
	扶養手当 839 千円 管理職手当 568 千円 地域手当 △ 226 千円 通勤手当 329 千円 時間外及び休日勤務手当 △ 2,693 千円 住居手当 733 千円 期末勤勉手当 △ 2,401 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限 度 額 千円	前 年 度 末 ま で の	
			支 出 額	期 間 金 額 千円
コミュニティセンター管理運営事業 (臨時)	補正前			
	補正	31,545		
	補正後	31,545		
平成27年度(2015年度)学校給食 調理業務委託事業	補正前			
	補正	85,873		
	補正後	85,873		

ものについての前年度末までの支出額
に関する調書

当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳				一般財源 千円
	金 額 千円	国府支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
平成27年度 (2015年度) か ら 平成28年度 (2016年度)	31,545				31,545
平成27年度 (2015年度) か ら 平成28年度 (2016年度)	31,545				31,545
平成27年度 (2015年度) か ら 平成30年度 (2018年度)	85,873				85,873
平成27年度 (2015年度) か ら 平成30年度 (2018年度)	85,873				85,873

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	12,711,988	12,255,277	1,990,800	950,562	13,968,515
	補正			7,200		7,200
	補正後	12,711,988	12,255,277	1,998,000	950,562	13,975,715
(5) 河川	補正前			25,200		25,200
	補正			7,200		7,200
	補正後			32,400		32,400
合計	補正前	29,320,639	29,340,506	3,290,800	2,019,867	31,286,739
	補正			7,200		7,200
	補正後	29,320,639	29,340,506	(675,300) 3,298,000	2,019,867	31,293,939

(注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。

当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。